

中之条町立中之条中学校PTA（以下「甲」という。）と中之条町立中之条中学校（以下「乙」という。）とは、中之条町立中之条中学校PTAの事務に関して、次のとおり業務委任契約を締結する。

## 業務委任契約書

（委任事項）

第1条 甲は、乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受諾する。

- (1) PTA会費の集金及び督促
- (2) PTA会費の学校管理（通帳での一時保管）
- (3) 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管
- (4) PTA広報紙、各種PTA関連文書等の作成及び配布
- (5) PTAへの提出物の回収・保管
- (6) 役員等の選考活動
- (7) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、都度、甲と乙が協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、第三者に対し、委任事項の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（報酬）

第3条 この委任契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わずいかなる報酬も支払わない。また、乙は、甲に対して如何を問わずいかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は保管する書類等を他人に閲覧、書写又は譲渡してはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、または甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（契約期間）

第5条 本契約期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、甲・乙いずれにおいても、1か月以前に相手に通知することにより、本契約を解除することができるものとする。また、甲・乙いずれからも前記の通知がない場合、契約は自動的に更新されるものとする。

（実施状況の確認）

第6条 甲は、委任業務の実施状況について、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、聞き取りや書類の確認等を行うことができる。

（補足）

第7条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙が協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 6年 9月 11日

委任者（甲） 中之条町立中之条中学校PTA  
会長 阿部 和正 印

受任者（乙） 中之条町立中之条中学校  
校長 桑原 武史 印